

山梨県における小学校教員向け消費者教育の教材開発

Development of Teaching Materials of Consumer Education for Elementary School
Teachers in Yamanashi Prefecture

神山久美

Kumi KAMIYAMA

山梨県における小学校教員向け消費者教育の教材開発

Development of Teaching Materials of Consumer Education for Elementary School Teachers in Yamanashi Prefecture

神山久美¹

Kumi KAMIYAMA

1. はじめに

2012年施行の「消費者教育の推進に関する法律」(略称:消費者教育推進法)によって、国や地方公共団体は消費者教育の施策を推進することが責務となった。地方公共団体では、消費者教育推進計画を定めることが努力義務となり(同法第10条)、山梨県は、「やまなし消費者教育推進計画～公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者教育の推進～」を2014年3月に策定した¹⁾。この「やまなし消費者教育推進計画」では、「小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進」を重点施策としており、消費者教育の拠点として県民生活センターを位置づけている。

本研究では、山梨県県民生活センターが2015年2月に発行した「はじめての消費者教育～小学校における指導のために～」を取り上げる。小学校教員向け消費者教育の指導資料で、筆者が執筆・構成に携わり、山梨県内の全小学校に配付したものである。また、配付1年後に、県内小学校教員を対象として、本教材の活用状況に関するアンケート調査を実施した。この教材開発やアンケート調査結果を通して、小学校教員が求める消費者教育の内容や行政が作成する教材の課題などについて考察を行うことを本研究の目的とする。

2. 教材の概要

(1) 山梨県webサイトへの掲載について

山梨県webサイトのトップページから、「くらし・防災」→「生活・食の安全・動物愛護」→「消費生活」→「消費生活一般」→「やまなしの消費者教育」→「『学校向け教材』をご利用ください」の順に開いていくと、図1の「学校向け教材」が開く²⁾。「小学生向け」のところから、この教材の題名をクリックすると、教材の全文(全48ページの冊子形式)、映像集、ワークシート、パワーポイント、写真・イラスト集がダウンロードできるようになっている。

この教材は、消費者庁の「消費者教育ポータルサイト」にも教材登録をしており、消費者庁のサイトから検索して、この教材を閲覧することもできるようになっている。

(2) 教材の内容について

消費者行政が学校向けに発行する教材は、以前は、契約や悪質商法未然防止に関するものが多かった。



図1 山梨県webサイトの本教材の掲載画面

¹ 社会文化教育講座

しかし、消費者教育推進法によって消費者教育の理念に消費者市民社会の形成が明示された後は、消費者行政の作成する教材の領域が広がり、消費者市民社会の構築に関する内容が増加した(神山2014)。この背景には、消費者教育推進法が施行されて数年が経ち、また消費者行政担当者に「消費者教育の体系イメージマップ」が認知されるようになり³⁾、消費者教育の重点領域への理解が深まってきたことがあると考えられる。

筆者は、このような消費者教育の動向を踏まえて、本教材の構成を行った。最初に消費者教育推進法や「やまなし消費者教育推進計画」の説明を入れた。消費者教育に関連する小学校学習指導要領の項目を抜粋し、小学校で行われている内容と消費者教育との関わりを示した。小学校における消費者教育指導の留意点や授業づくり、山梨県独自の教材などを入れて、小学校の授業で活用しやすいように工夫をした。特に、消費者教育の重点領域である消費者市民社会の構築に関わる内容を導入した。また、地域で連携しながら消費者教育を進めるために、県内の消費者の活動や県民生活センターの出前講座、山梨県金融広報委員会による小学生向け活動などの紹介を行った。

(3) 教材作成費用及び配付について

消費者庁の「地方消費者行政活性化交付金」は2008年度補正予算で予算化され、以降2013年度までに累計約326億円が都道府県に対し交付された⁴⁾。「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」では、交付金の事業内容として7つの内容を設けているが、「6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」の中に、学校における消費者教育の推進が入っている。「地方消費者行政活性化交付金」の利用状況で、最も交付額が多いのが「消費者教育・啓発活性化事業」であった⁵⁾。2014年度以降も「地方消費者行政推進交付金」として、消費者教育の推進事業への交付が継続している。近年、消費者庁「消費者教育ポータルサイト」における地方公共団体の消費者教育に関する教材登録数が増加しているが(神山2014)、これらの交付金の影響があると考えられる。

山梨県ではこの交付金を用いて、2014年度、事業名「県内大学と連携した消費者教育推進教材の作成・配付等」、対象経費「印刷製本費等」として⁶⁾、本教材1200冊を制作した。2015年3月に、山梨県内の全小学校に教材冊子を数冊ずつ配付した。また、山梨県県民生活センターのwebサイト「やまなしの消費者教育」を新設し、教材を掲載した。

3. 教材配布後のアンケート調査

(1) 調査方法

山梨県内の小学校184校の校長宛に、2016年3月(教材配付1年後)、山梨県県民センターからアンケート調査を依頼した。アンケート対象教員を次の順、1. 冊子を活用している教員、2. 家庭科担当教員、3. 中学年・高学年担当教員、で依頼し、各小学校1～2名にアンケート調査票を渡してもらい、FAXで調査票を回収した。調査票を提出した小学校は89校、未提出は95校(回収校の割合48.4%)で、計153人の教員の調査票を分析した。

表 1 回答者の属性

性別	人数 (%)
男性	47 (30.7)
女性	103 (67.3)
無回答	3 (2.0)
年齢	人数 (%)
20 歳代	12 (7.8)
30 歳代	28 (18.3)
40 歳代	52 (34.0)
50 歳代	57 (37.2)
60 歳代	1 (0.7)
無回答	3 (2.0)

表 2 家庭科を担当しているか

	人数 (%)
家庭科専科教員	4 (2.6)
教えている	103 (67.3)
教えていない	39 (25.5)
無回答	7 (4.6)

(2) 調査結果及び考察

①回答者の属性

回答者の属性は、表1の通りである。女性が多く(67.3%)、年齢は50歳代が37.2%、40歳代が34.0%であった。

消費者教育に関する内容は、教科としては家庭科で多く扱われている。そのため、今回の調査では、学校に回答を依頼する際に、1. 冊子を活用している教員、2. 家庭科担当教員、3. 中学年・高学年担当教員の順で依頼した。家庭科を担当しているかどうかを尋ねた結果が表2である。約7割が家庭科を担当していると回答した。

②回答に用いた教材

今回のアンケートを回答する際に用いたのは、冊子教材かそれとも県民生活センターのwebサイトからダウンロードしたものか、回答に用いた教材を尋ねた結果が表3である。冊子を見て回答した教員が28.1%、ダウンロード版を見て回答した教員が58.8%、両方を見て回答した教員が2.6%であった。

各小学校に教材を配付したのが2015年3月で、本調査をしたのが1年後の2016年3月であった。この結果から、冊子を見て回答した28.1%と、冊子とダウンロード版の両方を見て回答した2.6%と、合わせて約3割の教員の手元には冊子教材があったが、他の約7割の教員の手元には冊子教材がなかったのではないかと考えられた。学校現場は資料等が大変多いため、今回の教材は他の資料と紛れないように背表紙にタイトルを入れるなどの工夫をしたが、配布1年後には冊子教材が紛失していた可能性があるかと推測され、配布媒体における課題が見いだされた。

③「やまなし消費者教育推進計画」を知っていたか

「やまなし消費者教育推進計画～公正で持続可能な社会の実現に向けた消費者教育の推進～」は2014年3月に策定されたものである。この推進計画を知っていたか尋ねた結果が表4である。策定2年後に今回のアンケート調査をしたが、教材を読む前に推進計画を知っていた教員は5.9%と大変少なかった。

「やまなし消費者教育推進計画」では、重点施策に「小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進」があり、基本目標の「消費者教育の人材(担い手)の育成」として「教職員の指導力の向上」がある。県内の消費者教育の推進のために、推進計画の認知度を上げ、さまざまな施策が効果的に実施されるようにしていくことが重要である。今回の調査をきっかけとして、教員は県の推進計画を知ることができた。

④消費者教育に興味を持ったか

教材を見て消費者教育に興味を持ったかどうか尋ねた結果が表5である。「とても興味を持った」、「少し興味を持った」を合わせると94.1%となった。教材の配付により消費者教育に興味を持つ教員が多くなり、教材配付の効果があつたと考えられる。

目次では、教員が教科等や特別活動などで導入を検討できるように、活用可能な教科名等を示した。例えば「もったいない! 食べ物のムダをなくそう～食品ロス削減に向けた県内の消費者の取り組み～」には、「中学年・高学年/家庭・社会・総合・特別」と入れた。教科名等を提示し教員に興味をもってもらい、既存の授業に消費者教育の導入を促していくことが必要である。

⑤教材がダウンロードできることをどう思うか

今回の教材が県民生活センターのwebサイトからダウンロードできることをどう思うか、尋ねた結果が表6である。教材がダウンロードできることについて「とても良い」、「少し良い」と回答した教員が合わせて98.7%となり、ほとんどの教員がダウンロードできることについて良いと評価した。

冊子教材は読みやすいが、②の設問の結果から、学校現場で冊子を紛失している可能性があるかと推

表3 回答に用いた教材

	人数 (%)
冊子を見て	43 (28.1)
ダウンロード版を見て	90 (58.8)
両方を見て	4 (2.6)
無回答	16 (10.5)

表4 「やまなし消費者教育推進計画」を知っていたか

	人数 (%)
教材を読む前に知っていた	9 (5.9)
この教材を読んで知った	144 (94.1)

表5 教材を見て消費者教育に興味を持ったか

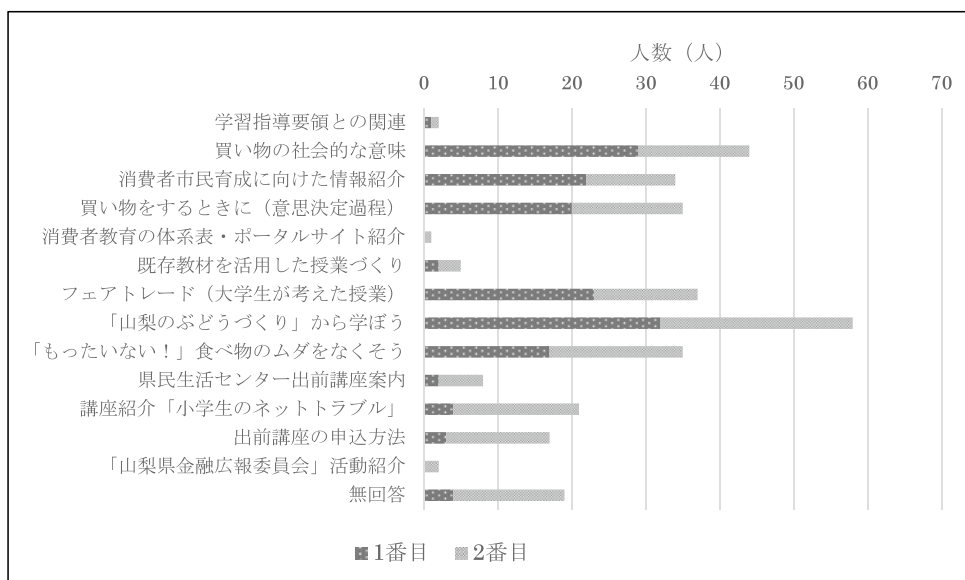
	人数 (%)
とても興味を持った	29 (19.0)
少し興味を持った	115 (75.1)
あまり興味を持たなかった	2 (1.3)
全く興味を持たなかった	0 (0)
無回答	7 (4.6)

測された。今回の教材は、教員が授業で活用したいと思ったら、すぐに県民生活センターのwebサイトで閲覧することができる。この結果から、行政のwebサイトで教材が閲覧できるようにしておくことが必要であると考えられた。またwebサイトの掲載内容は更新していくことができ、今回の教材も内容を更新することを明記している。教材に新しい内容等を追加し、また教員にとってより使いやすいものに改善されていくなど、県民生活センターwebサイトが、随時更新されていくことが望ましい。

⑥授業に導入できるといった内容

教員が、自分の授業に導入できるといった教材の項目を2カ所（1番目及び2番目）選択して回答してもらった。その結果をまとめたものが表7である。またその項目を選択した理由を記述してもらった。

表7 自分の授業に導入できるといった教材の項目



<注>回答は、教材全体からページ及び内容を2カ所（1番目と2番目）選択してもらい、それを項目別に示したのがこの積み上げグラフである（項目に分けると重複回答となったものを含む）。

1番目と2番目の回答を合計して一番多かった項目は、「『山梨のぶどうづくり』から学ぼう」であった。山梨県独自の教材で、持続可能な消費や産地消などについても解説している。ぶどう栽培に適した山梨県の自然環境の説明やぶどうづくりの特色、流通のしくみなどを解説し、児童用のワークシートも添付した。また、ぶどう農家のインタビュー映像が、YouTubeを通して再生できるようになっている（図2参照）。これは、農家の人がどんな思い・願いでぶどうを栽培しているか、子どもたちに向けて語ってもらった映像である。



図2 インタビュー映像

この項目を選択した理由として、「地域教材として活用できる」、「山梨の特産品であり、身近な教材である」、「3・4・5年の社会や総合の学習内容に合っている」、「写真や図表がわかりやすい」などが

上がった。地域での丹念な取材に基づいての教材作成が、教員に評価されたと考えられる。

次に回答が多かった項目は、「買い物の社会的な意味」であった。選択をした理由としては、「家庭科の学習内容に合っている」、「消費者としての主体的な買い物を考えるきっかけになる」などが挙げられていた。

この教材は、「写真・イラスト」がダウンロードできるようになっており、教員は、教材の図や写真をダウンロードして拡大し、板書などに貼付することができる。図3は、この教材に掲載されている「買い物はお金の投票」のイラストである。このような図を教員が授業で活用すれば、児童が理解を深めていくことができる。

次に回答が多かった項目はフェアトレードで、これは山梨大学の学生が作成した授業案である。この項目を選択した理由としては、「フェアトレードについて興味関心を持つことができる」、「指導案があり、すぐ実践できる」、「国際理解の視点に立っている」、「教材がダウンロードできる」などが挙げられていた。「フェアトレードって何だろう～あなたの行動が世界を救う～」という題名で、フェアトレードの解説や指導案、ワークシート（図4）、授業で利用できるパワーポイントがついたものである。

その次は、「買い物をするときに」と「もったいない！食べ物のムダをなくそう」であった。「買い物をするときに」は、買い物をするときに考える「必要なもの」、「ほしいもの」の区別や、意思決定過程と買い物の手順などを説明している。

「もったいない！食べ物のムダをなくそう～食品ロス削減に向けた県内の消費者の取り組み～」は山梨県の消費者の活動内容の紹介であり、その取り組みについてYouTubeの映像で視聴することができる。

⑦感想・意見

アンケートの最後に、教材への感想・意見などについて自由記述をしてもらった。次がその主なものの抜粋である。

- ・小学校で消費者教育を行うにあたって取り組みの視点がよく分かった。
- ・すぐに使える実践例、ワークシート、教材が紹介されているので、ハードルが下がって取り組みやすい。
- ・ダウンロードして必要な箇所を手軽に利用できる。
- ・県内のことが書いてあるので、身近に感じられた。
- ・児童用の冊子があるとありがたい。
- ・図や表、写真がカラーであるとよい。
- ・HPの掲載場所がわかりにくい。県の総合教育センターのHPにも掲載したらよい。
- ・とてもありがたいが、教科指導に時間をとられていて、実際はなかなか使えない。

以上の教員の自由記述から、今回の教材が小学校での消費者教育の推進に役立つものであったと考えられた。また自由記述からの課題としては、児童用の冊子（今回はワークシートのみ）、図表や写真



図3 教材掲載の図（「買い物はお金の投票」）

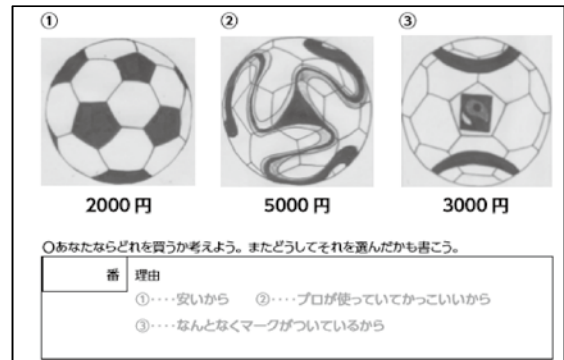


図4 ワークシートの抜粋（フェアトレード）

のカラー化 (今回は予算の都合で、表紙等を含めて 8 頁分がカラーでその他は 2 色刷り)、HP の掲載場所が挙がった。特に現在の「やまなしの消費者教育」の web サイトが分かりにくく、山梨県や県民生活センターのトップページから、すぐに開けるよう改善する必要がある。また山梨県の教育委員会との連携や県の総合教育センターとの連携も課題である。

4. おわりに

消費者教育推進法の施行により、山梨県は「やまなし消費者教育推進計画」を策定し、その施策の 1 つとして、県民生活センターから小学校向け教材を発行した。本研究は、この小学校向け消費者教育の教材開発及び教員へのアンケート調査を行ったものであった。山梨県の小学校教員が授業で消費者教育を導入しやすいよう教材の内容や添付資料などを工夫し、また県民生活センターの web サイト「やまなしの消費者教育」が新設され、そこから学校向け教材がダウンロードできるようになった。

アンケート結果から、今回の消費者教育の教材を読んだ小学校教員は、消費者教育への興味を高め、授業への導入を検討することができた。教員の授業支援に役立つ教材であったと考えられた。また、「やまなし消費者教育推進計画」など、消費者教育推進のための山梨県の施策に関する事も知ることができた。

消費者行政発行の消費者教育用教材・資料は、年度内予算で冊子教材・パンフレット等を作成・配布して終わることが一般的であるが、今回の山梨県の教材の配布では、1 年後に教材の活用について小学校教員に調査を行ったことが評価できる。さらに、教材を県民生活センターの web サイトからダウンロードできるようにして、そのサイトを更新することで内容を改善・追加等できるようにしたことも意義があった。

今回の小学校教員のアンケート調査やこれから教員等から出される意見を反映して、県民生活センターのサイトを充実させていくことが望ましい。消費者教育の拠点となる県民生活センターが、関連機関と連携をしながら、学校における消費者教育への支援を充実していくことに期待する。

<注>

1) 「やまなし消費者教育推進計画」は、山梨県の消費者教育の総合的・体系的な推進を図るため策定され、計画期間は 2014～2017 年度の 4 年間である。

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shouhisakyoyouiku-plan.html> (2016/10/14 閲覧)

2) 2016/10/14 現在の山梨県 web サイトの状況である。

「やまなしの消費者教育」の「学校向け教材」の URL

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenminkst-c/syohisakyoyouiku.html> (2016/10/14 閲覧)

3) 「消費者教育の体系イメージマップ」は、「消費者市民社会の構築」などの消費者教育の重点領域が示されており、ライフステージごとにどのような消費者教育の内容を身につけていくことが望ましいかを一覧することができる体系表である。「やまなし消費者教育推進計画」や本教材の資料として掲載している。地方公共団体の消費者教育推進計画の中で、参考資料として掲載されていることが多い。

4) 総務省「消費者取引に関する政策評価：調査結果に基づく勧告」平成 26 年 4 月 18 日

5) 同上 4)

6) 消費者庁 web サイトの「地方消費者行政活性化基金」では、都道府県等の事業計画が公表されている。

<http://www.caa.go.jp/region/kikin.html> (2016/10/14 閲覧)

<引用文献>

神山久美 (2014) 「小学校における消費者教育の現状と課題」公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会消費生活研究所『消費生活研究』第 16 巻 pp.19-26